

# ●▲ みねのぶ



峰延農協年金友の会スポーツ大会（峰延小学校体育館、8月7日）

■発行日/平成27年9月1日/No.1361号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

### 美唄市長が小麦集出荷調製施設に 激励来訪

7月24日、高橋美唄市長が峰樺3区にある美唄市小麦集出荷調製施設を激励に訪れました。

美唄市長の一行は、小麦の刈取りと集荷調製作業が始まり美唄市内にある集出荷調製施設を訪問し、刈取り状況や作況等を聞き取りして回り、当該施設には本年産の小麦の受け入れを開始した翌日に訪れ森川組合長が対応しました。

高橋美唄市長は、安全な作業に努め、良品小麦がたくさん出荷されるように願っていますと述べました。



森川組合長と懇談する高橋美唄市長

### 峰延まつり開催される

8月14日、JR峰延駅前で峰延まつりが開催されました。主催は峰延を活性化する会、美田民倶楽部、美助っ人倶楽部、峰延手打ちそば愛好会、峰延女性の会で構成する実行委員会、お盆で帰省した方々も多く訪れ賑わっていました。

この日一日だけの開催で、朝8時に三笠岡山のパークゴルフ場でパークゴルフ大会がスタート、峰延駅前の特設会場では、様々なゲームやカラオケが行われ、訪れた皆さんは、出店の焼きそば、峰延産そば粉を使った手打ちそば、とりめし、美唄焼き鳥、生ビール等を買って求め味わいながら楽しんでいました。

午後6時過ぎから、郷土芸能の峰延東傘踊り、峰延獅子舞などが演舞を披露し、フィナーレの20時まで盛りだくさんのイベントが用意され、いつもは静かな峰延市街もこの日は終日賑わっていました。

### 第2回監事監査終わる

本年7月末を基準日とする第2回監事監査が8月19日から21日までの3日間、浅香代表監事以下3

名の監事によって執行されました。本年度の第2四半期における事業の進捗状況及び会計処理の状況等について精力的に監査を行い、最終日に常勤理事、幹部職員に対して今回の監査結果について講評が行われました。

### おぐやみ申し上げます

鈴木 善昭さん (86歳) 8月7日 美唄市豊葦町1区

須藤 ヤエさん (80歳) 8月8日 岩見沢市峰延町443-3

宮田 トクエさん (94歳) 8月9日 美唄市光珠内町北

大林 義信さん (78歳) 8月24日 美唄市峰延町本町

## 一報徳一

『協同組合にとつての報徳とは』  
報徳の道は至誠と実行

二宮尊徳翁は「報徳の道は至誠と実行の道であり、およそ世の中は知恵や学問があり弁舌や爽やかであつても、至誠と実行がなければ成り立たない」と説き、誇りある人生の基本は自分に対して、社会に対して、誠実であることの必要性を教えた。さらに、「書を

読みて行わざるは、鋤を買って耕さざるが如し」といい、人はいくら立派な本をよく読み、知識を得たとしても、それを実行しなければ何の意味もない。学んだことの善悪をよく考えて、良いと思うことを実践するよう勧め、机上の空論を嫌い、実行の重要性を説いた。

・至誠とは  
至誠について尊徳翁は、相手に対する心使いの足りないところに誤解や対立が生じるので、買う人の身になって求められていることに積極的に取り組む事が、人間としての誠心(真心)あるいは誠実であり、この誠心や誠実を至誠というのだと説いている。

・実行とは  
報徳は実行学または実学の教えであり、実行とは勤(勤労)・儉(分度)・譲(推譲)の三つを実践することである。だから、至誠と実行によってやる気を出せば、何事も成就できるし、また、豊かな生活が得られると教えている。この勤・儉・譲の三つは、かなえ(五徳)の三本足のようなもので、一つでも欠けてはならない。必ず三つが関連して行われることが大切と説いている。

### TPP閣僚会合（ハワイ）前に 全国集会開催

環太平洋連携協定（TPP）が最終局面に入り、7月28日からの米国ハワイ州マウイ島での閣僚会合を前にした7月27日に、全国農政連、JA全中、全国農業会議所、全漁連、全森連の5団体主催により「TPP閣僚会合を前に国会決議の遵守を求める全国代表者集会」が東京都内で開催されました。

メルパルク東京ホール（港区芝公園）で開催された集会には全国の農家・農業関係者1500人が参加、道内のJA組合長と共に当JAの森川組合長も参加しました。

この集会では、政府が大筋合意に強い意欲を示しており日本農業にとって重大局面を迎えることから、米などの農産物重要5項目の保護を政府に改めて求め、拙速な譲歩で、現在取り組んでいる飼料米の増産や酪農・畜産の生産基盤強化などの農政改革の努力を無にしないよう危機感を訴えました。

### TPPハワイ閣僚会合大筋 合意に至らず

7月28日から4日間の予定で、米ハワイ州で開かれたTPP交渉の閣僚会合は7月31日（日本時間

8月1日）、バイオ医薬品の開発データの保護期間や乳製品の関税の取り扱いをめぐって対立し、各国の利害が調整できず、交渉参加12カ国の大筋合意に至らず閉幕しました。

### JA女性部が美唄歌舞裸まつりに フリーマーケット出店

8月2日、JA女性部（吉村俊子部長）が美唄歌舞裸まつりのフリーマーケットに出店しました。

フリーマーケットで販売する野菜や日用品を部員から提供してもらい、前日に役員と班長で袋詰めや値段付けの準備を行い、出店当日は役員が販売しました。

天候に恵まれ、出店に当たった役員は、テント設営・商品の搬入でひと汗流しました。商品は陳列している矢先から洗剤などはすぐに売り切れ、野菜も順調に売れ、午後2時過ぎには完売しました。

毎年、部員の皆様から多くの野菜や日用品を提供いただきありがとうございます。対面販売により「顔が見える生産者」として消費者と交流もでき峰延産の安心・安全のおいしい野菜をお届けすることができました。

今後も女性部事業へのご協力を

よろしくお願い致します。



フリーマーケットを担ったJA女性部役員の皆さん

### 峰延農協年金友の会がスポーツ 大会開催

8月7日、峰延農協年金友の会（井沢弘明会長）のスポーツ大会が峰延小学校体育館で開催されました。

このスポーツ大会はスポーツ競技を通して会員相互の友好の輪を広げるとともに健康増進を図ることを目的に毎年開催を続け今年で34回目となります。

例年通り真夏の風通しの悪い屋内での開催ですが、幸いこの日は前日までの猛暑から一変し気温が



お互いに負けられません！

低い中で行われました。それでも競技で体を動かしている皆さんは汗だくで奮闘していました。

参加者は130人余り、中西副会長の挨拶、JA伊藤専務の祝辞に続いて全員で準備体操を行い、全11種目にグループまたは個人で全員が参加し、童心に戻って楽しく競技を行っていました。伊藤専務は「宝引き遊び」に出場し交流を深めていました。

心配された怪我人や熱中症等はなく、楽しいひと時を過ごしていました。



寄贈する女性部の皆さん

**J A 女性部  
「部員1人タオル1本運動」で  
集まったタオルを寄贈**

J A 女性部（吉村俊子部長）は、「部員1人タオル1本運動」を行い集まったタオル・綿布を、8月18日に峰延町公園にある恵風園・恵祥園の高齢者福祉施設を訪れ寄贈しました。

この事業は全部員参加の運動として取組み、各家庭で粗品や記念品でもらう新品のタオル1本又は、使い古しの綿布（洗濯されているもの）を持ち寄り、福祉施設等で役立ててもらおうと毎年1回行つ

ています。今年は、組合員の落井春江さんからもタオルと綿布を寄付していただきました。

豊葦支部の菊池茂子さん手作りの千代紙で作った爪楊枝入れとタオル64本、綿布11.1kgを届け、大変喜ばれました。皆様のご協力ありがとうございました。

**26年度食料自給率、  
5年連続の39%**

農水省は8月7日、平成26年度の食料自給率がカロリーベースで39%となったと発表しました。

食料自給率39%は5年連続で同率となります。26年度は、消費税増税前の駆け込み需要の反動、米消費量の減少（米の消費量は、国民1人当たり1年間で55.2kgと前年度の56.9kgより1.7kg、

率にして約3%減少した。）で米の需要量が減り、カロリーベース自給率を0.2ポイント引き下げた一方、小麦と大豆は作付面積の増加や好天に恵まれ生産量が増加し米の減少分が相殺されました。

生産額ベースでは米価下落が響き前年度から1ポイント下がって64%と過去最低を更新しました。

政府は本年3月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画で、10年後の食料自給率の目標を、従来の50%から45%に引き下げたが、その目標値を大きく下回っています。生産額ベースの自給率目標73%も生産基盤の強化と農業・農村の所得増大を重点とした米政策の初年度から逆行する結果となりました。

食料自給率には、国産の食材をカロリーに置き換えて示した「カロリーベース」と金額に置き換えた「生産額ベース」の2種類があつて、日本はどちらの計算でも先進国の中で最低水準となっております。

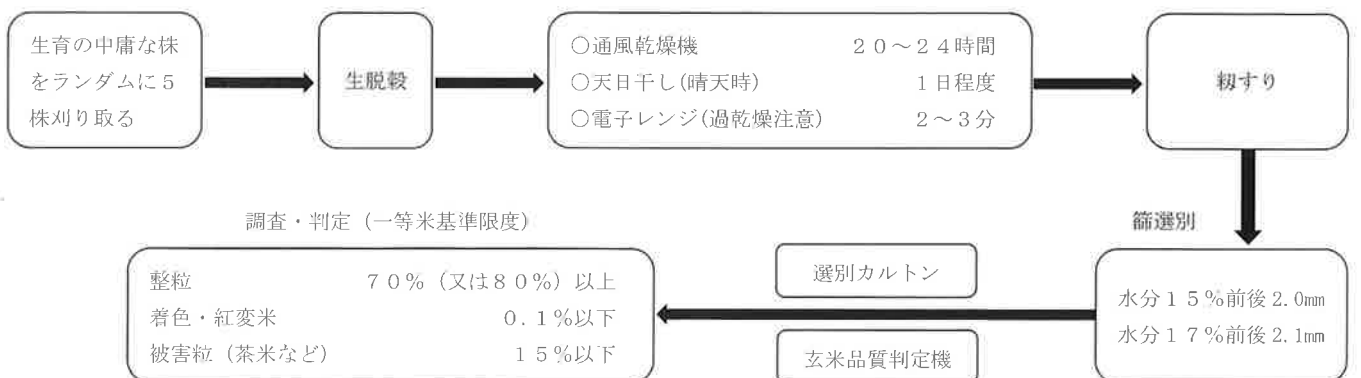
**営農技術情報**

**水稲**

**①収穫適期の判定**

本年は登熟期間が長くなつており、圃場や品種間での生育のバラツキが見られます。登熟のバラツキが大きい圃場では、出穂後の登熟日数や籾黄化率だけでは適期刈取判定が難しくなっています。必ず試し刈りによる玄米判定を実施しましょう。稲の収穫適期は気象や品種にもよりますが、おおむね

図1 試し刈りによる収穫適期判定法



7～10日間程度です。

玄米判定法は、ミニグップで玄米にし、収穫適期を判定する方法です。

登熟は一般的に一日平均2～3%程度進みますが、不稔の多い穂は5%程度進みます。整粒歩合が70～80%になる時期を予想し、収穫適期を判定します。

刈取時期が遅れると、サビ米や胴割米が増加し、著しく品質が低下します。

尚、9月上旬から中旬にかけて峰延農協農産物検査場所です。適期刈取判定を行いますので、希望される方はサンプルをご持参下さい。

## ②二段乾燥で品質向上

二段乾燥は一次乾燥で籾水分を17～18%まで低下させ、一時貯蔵後に本乾燥を行う方法です。通常の乾燥方法では、水分のばらつきのある籾を均一にするには難しく、過乾燥になりがちです。また、乾燥機の能力に制限され、乾燥に長時間要するため、収穫作業が遅れがちになります。

高品質米を出荷するためには、胴割粒等の被害粒防止のため二段乾燥を検討しましょう。

(1)二段乾燥のメリット

ア 一次乾燥時間が早まり、計画的な刈取りが可能になる。

イ 籾水分の均一化により過乾燥になりづらく、玄米の光沢が良くなる。

(2)二段乾燥を行うための一時貯蔵や保管場所などの作業しやすい施設の確保

## ③稲稈の適正処理

稲稈は焼却することなく圃場外に搬出し、堆肥化しましょう。搬出が困難な場合、透排水性の良い圃場では秋のうちに鋤込み、翌年の作付に備えましょう。

いもち病の罹病株を鋤込むと次年度のいもち病の発生源となりますので、鋤込みはせず圃場外に搬出しましょう。

## 畑作

### ◎秋播き小麦

秋播き小麦の安定生産と品質向上のため、基本技術の再確認を行います。

### ①pHの矯正

目標のpHは5.5～6.0です。低い場合は石灰質資材で矯正してください。

立枯病の発生助長が懸念されま

すので、連作圃場でのpHは5.5を目標に矯正して下さい。

### ②排水対策

越冬後、融雪水が滞水しないように、サブソイラーなどによる心土破碎や、明渠などの対策を行います。

### ③播種時期

播種の目安は、越冬前の小麦の葉数が6.5葉となるよう行います。当地区の平年では9月15日前後が播種適期です。

稲刈り作業との競合や悪天候で播種が遅れる場合でも9月20～25日までは播種作業を完了させましょう。

播種が遅くなると、雪腐病の多発や穂揃い不良による品質低下を招く恐れがありますので適期に播種が完了できるよう、天候を考慮した計画的な播種に努めてください。

### ④播種量

播種量は、播種日に応じて調節します(表1)

極端な厚播きは過繁茂となり雪腐病が助長されますので、注意が必要です。

### ⑤播種深度

播種深度が深すぎると越冬前の

生育不良や、雪腐病などの被害も受けやすくなり、欠株による減収や雑草害を増長させます。播種作業前に畝毎の種子位置を必ず確認し、播種深度が2～3cmとなるよう調整しましょう。

### ⑥施肥

土壌診断を行い、分析値に基づいた施肥を心がけましょう。

基肥は、窒素成分で10a当たり4kgを目標にし、地力や前作により多少増減させます。

リン酸は追肥効果が低いので、全量基肥とします。

### ⑦除草剤

圃場の雑草の種類により、薬剤を選択してください。(表2)

特にスズメノカタビラを始めとしたイネ科雑草は、秋に対処する事が重要です。

### ◎大豆

雑草が繁茂している圃場では非選択性除草剤「ラウンドアップマックスロード」を刈取り前に使用しましょう。

ラウンドアップは雑草処理として非常に有効な手段ですが、使用時期を誤ると収量・品質の低下に繋がりますので、登録内容を確認の上、適正に使用して下さい。

また、茎水分・果実水分の  
高い雑草は、茎葉が枯れ  
ても果実が残る場合があり  
ますので、イヌホウズキなど  
汚粒の原因となりやすい雑  
草については抜き取りを行  
うなど特に注意して下さい。

表1 秋小麦「きたほなみ」播種日別の播種量

播種方法	ドリル播き		大豆間作
播種月日	9月15日～20日	9月20日～25日	大豆の葉が黄化し始めた頃 (晩限9月10日)
播種量	6～7kg	7～8kg	10～12kg

表2 秋小麦の除草剤について

薬剤名	10aあたり 使用量	使用時期	主な対象雑草	備 考
ガルシアフロアブル	150～250ml	播種後出芽前	スズメノカタビラ、イヌカミツレ、1 年生イネ科雑草、1年生広葉雑草	スズメノカタビラ、イヌカミツレど ちらの発生も多い場合。
	100～200ml	小麦出芽直前～小麦3葉期		
ボクサー	400～500ml	播種後～麦2葉期まで	スズメノカタビラ、1年生イネ科雑草 、1年生広葉雑草	スズメノカタビラに効果が高いが、イ ヌカミツレには効果が劣る。
ガレス乳剤	200～250ml	播種後発芽前	ハコベ、ナズナ、イヌカミツレ、1年 生イネ科雑草、1年生広葉雑草	生育期処理でスズメノカタビラに効果 が劣る。
	100～150ml	麦1～3葉期		
エコパート フロアブル	50～100ml	小麦2～4葉期	ハコベ、ナズナ、スカシタゴボウ、ナ タネタビラコ	ナタネタビラコ等の難防除雑草が発生 する圃場は秋処理を実施。

表3 大豆の除草剤について

薬剤名	適用雑草	使用時期	10aあたり使用量		本剤の 使用回数	備 考
			薬 量	希釈水量		
ラウンドアップ マックスロード	一年生雑草	落葉終期～収穫14日前まで	500ml	50～100L	1回	使用時期を遵守すると共に成熟の 遅れた株が圃場内に残っている場 合は、散布前に抜き取る。

## 米トレーサビリティ制度が始まっています



- 業者間の取引等の記録を作成・保存  
【例：伝票に、品名、産地、数量、取引年月日、取引先名を記載】
- 米穀の産地情報を伝達  
【例：伝票類に産地（北海道産、〇〇町産など）を記載して、事業者の方に伝達】

＜参考例＞ 注：住所は産地とならないので御注意下さい！

⑤購入場所 米レストラン駅前店様

④年月日 平成26年 4月20日

①品名 ★21,000-

②産地 北海道産

③数量 米代として10kg×6袋

上記正に領収いたしました  
旭川市〇〇町1111丁目

⑥生産者名 米作 太郎

### 「米トレーサビリティ法」をご存じですか！？

米穀や米加工品に問題が発生した際に、速やかに流通ルートを特定するため、米穀や米飯・米加工食品等を取扱う事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。

また、消費者が商品選択の際の参考とするため、米穀の産地情報の伝達が義務付けられています。

私たちも法律を遵守することで、「安心・安全」なお米を未来へ繋げていきましょう。

詳細は、農林水産省HPまたは、北海道農政事務所消費・安全部業務課（TEL 011-863-6031）

## 防ごう！農作業事故 身近なことから安全確認

農繁期に入ると農業機械を利用する頻度が高くなってきます。作業効率や利便性が高い農業機械は、農業には欠かせないものですが、使い方を一歩誤ると重大な事故につながる危険性をはらんでいます。特に北海道では、例年9月から10月にかけて農作業事故が多く発生しています。原因の一つとして、この時期は作業時間が長くなることから、疲れからくる操作・判断ミスが起り易くなります。適度な休憩を取り、無理のない作業計画を立てて下さい。また、一歩間違えば命に関わるほどの危険が伴う作業機械を使用しますので、作業中はもちろんのこと、整備・点検時も細心の注意を払いましょう。皆さまは日々十分に気を配って作業に当たっていることと思いますが、人間が作業するからには、必ず油断や不注意があります。万が一、事故に遭ってから後悔しないように今一度初心に帰り、農作業事故ゼロを目指して取り組みましょう。

### 農作業事故が起こる要因

事故が起こる仕組みは、農機具や農作業環境といった「物的要因」と作業を行う本人の「人的要因」に分かれます。現場に潜んでいる「物的要因」に「人的要因」が重なることで事故が発生すると言われていています。人には失敗がつきものなので、失敗を完全にすることは困難ですが、事故の原因になる不具合や失敗が起らないよう、未然に防ぐことができます。

分 類		事故原因の例
人的要因	農 業 者	安全軽視…ルール・手順無視・確認不足 技量・知識不足…誤操作・手順間違い 心理・肉体面 … 焦り・疲れ・体力・能力不足
物的要因	農 機 具	操作性…操作のしにくさ・取り扱いにくさ 安全性…改造しやすさ（安全装置の無効化など） 耐久性…故障しやすさ・壊れやすさ
	農作業環境	圃場…傾斜・段差・ぬかるみ・障害物 施設…明暗・寒暖・広さ・高さ・床濡れ 道路…勾配・幅員・凸凹・交通量・見通し
安全管理		規程類…手順書・マニュアルの不備、不徹底 管理・監督…安全管理計画の不備 指導…安全教育・訓練不足、健康管理の指導不足

### 農作業事故発生状況

#### ■年齢別⇒高齢者（60歳以上）の死亡60.1%、負傷30.0%

北海道農作業安全運動推進本部が発表した平成25年度農作業事故報告書によると、過去10年間（平成16年度～平成25年度）の死亡事故208件のうち高齢者（60歳以上）の事故が125件（60.1%）で最も多く、次いで50歳代46件（22.1%）、40歳代16件（7.7%）の順で発生しています。平成25年度では、死亡事故15件のうち、60歳以上が10件（66.7%）で約7割を占め、その内70歳以上が5割となっています。

過去10年間の負傷事故25,224件のうち、60歳以上が8,337件（33.0%）で最も多く、次いで50歳代が6,557件（26.0%）となっています。平成25年度では、負傷2,396件のうち、60歳以上が848件（35.4%）で最も多く、次いで50歳代562件（23.5%）の順となっています。

#### ■男女別⇒事故の割合は男性68.3%、女性31.7%

過去10年間のトータルで事故に占める女性の割合は、50歳代（39.2%）、40歳代（34.2%）、60歳以上（34.1%）の順となっています。平成25年度の男女別の事故発生件数は、男性が1,647件（68.3%）、女性が764件（31.7%）で平成25年度の死亡15件のうち、男性が12件（80%）、女性が3件（20%）の順になっています。

#### ■時期別⇒死亡、負傷とも秋の収穫期に多発

過去10年間のトータルで、死亡事故は9月・10月が各30件（14.4%）で最も多く、次いで7月が26件（12.5%）、5月が24件（11.5%）の順となっています。平成25年度は6月が4件（26.7%）で最も多く、7月が3件（20.0%）、5月と8月が各2件（13.3%）となっています。

過去10年間のトータルで、負傷事故は9月が2,968件（11.8%）で最も多く、次いで5月2,777件（11.0%）、10月2,773件（11.0%）、8月2,608件（10.3%）の順となっています。平成25年度は5月が301件（12.6%）で最も多く、次いで9月が254件（10.6%）、4月が250件（10.4%）、6月が245件（10.2%）、10月が243件（10.1%）の順となっています。

**■発生場所⇒死亡は圃場・敷地内と道路、負傷は畜舎と敷地内**

過去10年間のトータルでは、死亡事故208件のうち、水田・畑・牧草地などの圃場が64件（30.8%）、敷地内が44件（21.2%）、道路が33件（15.9%）で全体の約7割を占めています。平成25年度では死亡15件のうち圃場が4件（26.7%）、敷地内が1件（6.7%）となっています。

過去10年間の負傷事故25,224件のうち畜舎が914件（38.1%）で最も多く、次いで敷地内が507件（21.2%）、圃場が500件（20.9%）となっています。

**■発生時間帯⇒危険時間帯は、午後2時・3時台と午前10時・12時・午後4時台**

過去10年間のトータルで、死亡事故208件のうち14時と15時が各20件（9.6%）で最多発生時間、次いで12時の18件（8.7%）、10時と午後4時の16件（7.7%）の順となっています。平成25年度では死亡15件のうち、10時が3件で最多発生時間、次いで8時・16時で各2件ずつ発生しています。

過去10年間のトータルで、負傷事故は10時が3,045件（12.1%）で最多発生時間、次いで11時の2,654件（10.5%）、16時の2,344件（9.3%）、15時の2,286件（9.1%）となっています。平成25年度では、10時が299件（12.5%）で最多発生時間、次いで11時が263件（11.0%）、17時が200件（8.3%）となっています。

**■事故の対象物件等⇒死亡は農機、負傷は家畜**

過去10年間の農作業事故を原因別にみると農機事故が大半を占め、死亡事故208件のうち161件（77.4%）、負傷事故25,224件のうち7,871件（31.2%）が農機事故となっています。平成25年度では死亡事故15件のうち10件（66.7%）、負傷事故2,396件のうち707件（29.5%）が農機事故となっています。

過去10年間のトータルで、死亡事故208件のうち67件（32.2%）がトラクター事故となっていて、平成25年度は死亡事故15件のうちトラクター事故とトラック事故が3件（20.0%）で最も多く、次に高所転落が2件（13.3%）となっています。

過去10年間のトータルで、負傷事故25,224件のうち、牛・馬などによる家畜の事故が8,112件（32.2%）で最も多く、次いで人の転倒事故が2,585件（10.2%）となっています。平成25年度では、負傷事故2,396件のうち、牛・馬などによる家畜の事故が841件（35.1%）で最も多く、次いで人の転倒237件（9.9%）、高所転落178件（7.4%）、トラクター事故133件（5.6%）となっています。

**■事故の部位⇒死亡は頭・胸、負傷は足・手（指含む）**

平成25年度の死亡事故15件のうち、全身が6件（40.0%）、胸が3件（20.0%）となっています。過去10年間のトータルでは、足（指含む）が7,383件（29.3%）、手（指含む）が6,383件（25.3%）で全体の54.6%を占めています。

平成25年度の負傷事故2,396件のうち、足（指含む）が673件（28.1%）、手（指含む）が529件（22.1%）で全体の50.2%を占めています。

**■負傷の内容⇒打撲、骨折、捻挫、挫傷の順****■負傷の程度⇒入院26%、通院74%****■トラクター事故の原因別状況**

⇒死亡が転倒・転落、負傷は物に挟む・物を落とす（作業機の整備着脱時）

**■地区別事故発生状況**

過去10年間のトータルで、死亡事故はオホーツクが17.3%、次いで十勝16.8%、上川13.9%、空知12.5%、後志8.2%を占め、同様に負傷事故は十勝21.9%、オホーツク16.3%、空知12.0%、釧路8.5%、上川8.0%となっています。

**万が一に備えて「労災保険」に加入しましょう！**

ゆとりをもって安全な農作業を心がけることが肝心ですが、万が一の事故に備えて『労災保険』に加入しましょう。一定の要件を満たしていれば自営農業者本人が加入できる「特別加入制度」が用意されています。

【お問い合わせ：金融課（0126）67-2331】